

川越市告示第 6 1 9 号

予防接種法第 5 条第 1 項に基づく予防接種について、予防接種法施行令第 5 条の規定に基づき次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 8 日

川越市長 森 田 初 恵

1 予防接種の種類及び予防接種の対象者の範囲

(1) インフルエンザ

ア 六十五歳以上の者

イ 六十歳以上六十五歳未満の者であつて、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの

(2) 新型コロナウイルス感染症

ア 六十五歳以上の者

イ 六十歳以上六十五歳未満の者であつて、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの

2 予防接種を行う期日、期間又は接種を行う場所

期間 令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 1 月 3 1 日

場所 別紙「定期接種業務委託医療機関一覧表」のとおり

3 接種不相当者

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(4) その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 接種要注意者

(1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有する者

(2) 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

(3) 過去にけいれんの既往のある者

(4) 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

(5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

(6) バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する際のラテックス過敏症のある者

附 則

この告示は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。